

生駒市監査委員告示 2 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、生駒市長から令和 2 年度財政援助団体等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 2 6 日

生駒市監査委員 東 良 徳 一

生駒市監査委員 平松 亜 矢 子

生駒市監査委員 白 本 和 久

記

監査の対象(課、施設)	高齢施策課	
指摘事項等	措置内容	
<p>・ 交付金及び補助金の交付手続きについて 生駒市民生・児童委員活動費交付金及び生駒市地区民協組織的活動費補助金の交付手続きについて、交付対象者に交付されるまでの流れがわかりにくいと、より分かり易く効率化しよう検討・改善されたい。</p> <p>また、生駒市民生・児童委員活動費交付金について、市から民生・児童委員連合会長口座に振り込み後、地区民協口座を経て各民生・児童委員に現金で支払われている。現金を直接取り扱うリスクや作業の効率化の観点からキャッシュレス化を図るよう検討・改善されたい。</p>	<p>交付対象者である民生委員・児童委員及び生駒市民生・児童委員連合会と交付金の流れを確認し、より効率的な交付方法について検討を行います。</p> <p>また、リスク管理、効率化の観点からキャッシュレス化についても併せて民生委員・児童委員の負担軽減につながるよう検討いたします。</p>	